

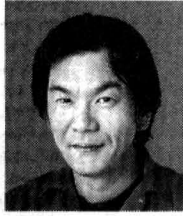
米国カリフォルニア州で、こんな民事訴訟を取材した。

山間部にある小さな集落の上水道源そばで、金の露天掘り工事が始まった。水質の悪化を心

配した住民が反対運動を組織し、地元自治体に苦情を申し立てたら、採掘会社が住民を相手取って100万ドル(約8200万円)の損害賠償請求訴訟を起した。住民側がホームページに現場写真を掲載したのが「私有地への不法侵入」「企業秘密の漏えい」に当たるというのだ。

住民側は、合衆国憲法で保障された言論の自由を侵害する「公共問題への市民参加に対す

「口封じ訴訟」問題



うがや・ひろみち 63年

京都市生まれ。朝日新聞記者を経てフリー。雑誌に掲載されたコメントをめぐり、音楽市場調査会社オリコンから提訴され、スラップについて研究するようになり。著書に「Jポップとは何か」など。

る戦略訴訟(SLAPP)スラップ)」だとして、反スラップ州法に基づき却下を求めた。半年後、裁判所は提訴を却下して裁判は終結。同法の規定によって、住民側の弁護士費用も会社側が支払うことになり、同社は採掘工事から撤退した。

批判や反対など、都合の悪い公的な意見表明を妨害するスラップを、私は日本語では仮に「口封じ訴訟」と呼んでいる。スラップは1980年代に米国で社会問題化し始めた。いったん提

被害者救済へ法整備を

訴されると、被告は弁護士費用、法廷準備のための時間やエネルギーの消耗、収入減、精神の疲弊といった「裁判コスト」を強制的に支払う。それを恐れて、批判者は口をつぐむようになる。

90年代初めから、反スラップ州法の制定が広まった。2010年現在、米国では過半数の27州に反スラップ法がある。全州に効力が及ぶ反スラップ連邦法案も下院に提出され審議中だ。

全米最大の人口を持つカリフォルニア州の場合、提訴された段階で、被告は「この訴訟はスラップだ」と裁判所に申し立てることができる。実質審理はその段階で止まり、認められれば3〜6カ月で却下される。両方の弁護士費用は原告の負担になる。「提訴する権利」を守りつつ、被告側の裁判コストをできるだけ軽減する仕組みである。

日本でもここ数年、米国ならスラップに該当すると思われる訴訟が相次いでいる。が、スラップの法理はまだ、裁判官や弁護士など実務家はもちろん、法律研究者の間でもほとんど知られていない。

山口県では、上関原発建設に反対する住民ら4人に、中国電

力が約4800万円の損害賠償を求め提訴した。沖縄県東村では、米軍のヘリ発着場建設への反対運動に、国(米軍の法的代理)が「工事妨害」を理由に訴訟を起した。

ほかに、内部の不正を報道機関に告発した元行員を守秘義務違反で提訴した新銀行東京の裁判(原告側に有利な条件で和解)、マンション建設に反対する住民運動やリストラに抵抗した労働組合に対する訴訟など、さまざまな分野に広がっている。

こうした日本の訴訟当事者を取材してみると、裁判の内容や被害の実態は米国のスラップにそっくりだった。経済的、肉体的負担に耐え切れなくなった被告が、意見表明を放棄する様子もつり二つだ。

日本の裁判所の審理では、こうした訴訟が引き起こす被害は考慮されない。被害者救済のためには、日本でも反スラップ法の制定が急務だと私は考える。米国のように、「提訴する権利」を守りつつ、被害を防止することは可能なはずだ。

